

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案  
に対する意見募集で寄せられた御意見について

- 意見募集期間：令和5年9月28日（木）～令和5年10月27日（金）
- 意見提出総数：1件（提出意見数は、意見提出者数としています。）

No.	意見提出者	御意見の内容	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人／法人不明	一般信書便事業者は、料金等をウェブサイトで公表するにあたり、分かりやすい方法をとる必要があり、例えばウェブサイトの奥まった位置に掲示したり、視認しがたいフォントサイズで掲示したりすることがあってはならない。したがって、本案においても、具体的な方法を定めるべきである。	一般信書便事業者の一般信書便役務に関する料金等のウェブサイトへの掲載について、省令において具体的な方法を一律に定めることまでは考えていませんが、一般信書便事業者においては、公衆が不便を感じることをないよう、公衆に対して明瞭かつ分かりやすい方法により掲載する必要があると考えています。	なし